

市街地の再編に対応した建築物整備部会の設置について

(根拠法令) 国土交通省設置法 (平成11年法律第100号)
社会資本整備審議会令 (平成12年6月7日政令第299号)

1. 設置する部会<調査審議事項に応じて設置する。>

○ 市街地の再編に対応した建築物整備部会

人口減少社会の到来など経済社会の変化や都市の成熟化に対応して、従来の継続的な都市化を反映した開発型・拡散型都市構造を転換し、既成市街地に重点をおいてその再編を図っていくことが求められる。特に、都市における高齢者や子育て世帯等生活者の生活基盤の確保、環境負荷・エネルギー消費の抑制、効率的なインフラ投資・公共公益サービスの提供を行うことが必要となっている。このため、本部会を設置し、概ね年末を目途に、これに対応した建築規制や市街地整備手法など市街地における建築物整備のあり方について、検討を行う。

○ 官公庁施設部会

官庁施設の整備にあたっては、利用者の利便性の向上及び公務の能率増進を図るため、合同庁舎化等の整備に取り組んできたところであるが、昨今の厳しい経済情勢等に鑑み、より効率的・効果的・計画的に整備を実施することが求められている。また、整備にあたっては社会情勢等の変化を勘案しストックの有効活用等、多様な施策による対応が不可欠である。このため、本部会を設置、年2回程度開催し、官庁営繕行政の諸課題について分析を行うとともに、時代の要請に対応した官庁施設とその整備の在り方について検討を行う。

○ 建築物等事故防止対策部会

近年、建築設備など建築物の各部分や、ジェットコースター等の遊戯施設等において、転倒、転落、はさまれ、脱落部品による打撃等による死傷事故が発生している。これらの事故には、不適切な使用により生じたものや構造上の問題によるもの、劣化によるもの等が考えられるが、高齢化社会の進展等の影響や、新しい設備、技術の出現など、原因、背景は複合的であり、また今後とも事故の発生が否定できない状況にある。一方、こうした事故は、重大事故を生じる以前に、軽度の事故を生じているケースがあることが指摘されている。このため、本部会を設置し、毎年2回程度定期的に開催することで、その間の事故情報について継続的な分析を行うとともに、必要な対策を検討し重大事故の

発生防止を図ることとする。

なお、部会の設置期間中に建築物等に係る重大事故が発生した場合は、その再発防止対策を検討するため、適宜、部会を臨時開催することとする。

○ 住宅・建築省エネルギー部会

今年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に位置付けられている「住宅・建築物における省エネルギー性能の向上」によって、住宅・建築物分野のCO2削減目標を確実に達成するため、現在国会で審議中の省エネルギー法改正案を踏まえた省エネ基準のあり方等について、本年秋から年末を目途に関係審議会等と合同の会議を開催し、検討を行う。

2. 参考

(1) 現在設置されている部会

○ 集団規定のあり方部会

- ・ 建築基準法の集団規定に関する事項を調査審議する。

(2) 組織図

国土交通省設置法
第6条第1項
第13条第1項

社会資本整備審議会令
第6条第1項

社会資本整備審議会令
第7条第1項

